別表1

代理援助及び書類作成援助資力基準

業務方法書第9条に規定する「資力に乏しい国民等」とは、この基準の第 1及び第2のいずれをも満たす者をいう。

第1 収入等に関する基準

- 1 収入等
 - 一 申込者の収入(手取り月収額(賞与を含む)をいう。以下同じ。) にその配偶者の収入を加算した額が、その家族の人数に応じ、下記の 基準額以下であること。

単身者 182,000円

2人家族 251,000円

3人家族 272,000円

4人家族 299,000円

以下、家族1名増加する毎に基準額に30,000円を加算する。

- 二 申込者が生活保護法に定める保護の基準の一級地に居住している場合には、この基準の第1の1の一に規定する基準額に10%を加算した額をもって基準額とする。
- 三 申込者又はその配偶者が、家賃又は住宅ローンを負担している場合は、次の額を限度に当該負担に係る額をこの基準の第1の1の一に規定する基準額に加算することができる。

単身者

41,000円

2人家族

53,000円

3人家族

66,000円

4人家族以上 71,000円

2 収入等に関する補足

- 申込者と同居している家族(配偶者を除く。)で、申込者の生計に 貢献していることが明らかな者の収入は、貢献している範囲で申込者 の収入に加算することができる。
- 二 配偶者又はこの基準の第1の2の一に規定する同居の家族が申込者 の事件の相手方である場合には、当該配偶者又は同居の家族の収入は

申込者の収入に加算しない。

- 三 この基準の第1の1の二に規定する地域以外の地域についても、理事長はこの基準の第1の1の二に規定する措置と同様の措置をとる地域を定めることができる。
- 四 地域の実情により、理事長は、この基準の第1の1の三に規定する 額を上回る限度額を定めることができる。
- 3 医療費、教育費その他職業上やむを得ない出費等の負担があるとき申込者の収入にその配偶者の収入を加算した額がこの基準の第1の1及び同第1の2に定めるところにより算定した基準額を上回る場合であっても、医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるときは、この基準を満たしているものとして取り扱うことができる。

第2 資産に関する基準

1 資産

申込者又はその配偶者が所有する不動産その他の資産(次の一から三に掲げるものを除く。)が、理事長が別に定める基準以下であること。

- 援助に係る事件の係争物件
- 二 生活のために必要な住宅及び農地
- 三 配偶者が当該紛争の相手方である場合における、配偶者の所有する 資産
- 2 医療費、教育費、その他職業上やむを得ない出費等の負担があるとき申込者又はその配偶者の所有する資産が上記の基準を上回る場合であっても、医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるときは、この基準を満たしているものとして取り扱うことができる。

第3 その他の例外的事項

申込者の資力が第1又は第2の基準に適合しない場合であっても、申込 案件の性質等により、特に多額の弁護士費用を要することがやむを得ない 場合であって、申込者に資金調達の方法がなく、援助しなければ訴訟の準 備及び遂行が著しく困難となるおそれのある場合であって、援助をすることが相当と認められるときは、資力の判定においてこの事情を考慮し、第 1及び第2の基準に適合するものと認めることができる。